

佐賀市議会定例会議案説明

(令和３年８月２５日)

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

なお、説明に先立ちまして、本市にも大きな被害をもたらした今月の１１日からの大雨において、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々及びその御家族の方々に心からお見舞い申し上げます。

＊

＊

それでは、提出議案の概要について、御説明いたします。

まず、補正予算議案について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、制度改正に伴うもの又は緊急を要する経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第８０号議案「一般会計補正予算（第６号）」は、補正額約５億８，７００万円で、補正後の予算総額は、約１，０５９億１，８００万円となっております。

以下、主な内容を御説明申し上げます。

東名遺跡・埋蔵文化財センター整備事業であります、

- この事業は、国史跡である東名遺跡の価値を伝えるとともに、市内で実施した発掘調査により出土した遺物の恒久的な

保存と活用を図るため、東名遺跡のガイダンス施設と埋蔵文化財センターの機能を有した複合施設を東名遺跡の隣接地に整備するものであります。

今回は、建築に係る基本設計や造成設計等に要する経費を計上いたしております。

なお、「一般会計補正予算（第６号）」の財源といたしましては、地方交付税、繰越金等で措置し、繰入金により収支の調整をいたしております。

また、一般会計の細部並びに特別会計及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

＊

＊

次に、条例等の議案について、御説明申し上げます。

第９０号議案「佐賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び第９１号議案「佐賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令及び内閣府令の一部改正に伴い、保育所等において、書面に代わりタブレット等を用いた電磁的記録による対応を可能とする包括的な規定の追加等を行うものであります。

第１０１号議案「財産の取得について」は、先に述べました予算議案とも関連しますが、東名遺跡のガイダンス施設等の複合施設を整備するため、東名遺跡があります巨勢川調整池の西

側に隣接する民有地を取得するものであります。

これにより、東名遺跡や市内遺跡の本質的価値を保存・継承し、歴史遺産を活かしたまちづくりの推進を図るものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。